

下関市立大学キャリア委員会規程

平成 19 年 12 月 28 日

規 程 第 116 号

改正 平成 20 年 4 月 25 日規程第 28 号
平成 23 年 1 月 28 日規程第 1 号
平成 26 年 4 月 22 日規程第 7 号
平成 29 年 3 月 1 日規程第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学生の進路及び就職支援に関する事項を審議するために設置される下関市立大学キャリア委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 就職支援行事の企画及び実施に関すること。
- (2) キャリア教育の企画及び実施に関すること。
- (3) その他進路・就職支援活動に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 教員 7 名（次号に定める者を除き、基礎・教養学科会議、経済学科会議及び国際商学科会議から各 2 名並びに公共マネジメント学科会議から 1 名とし、第 5 条第 1 項に規定する委員長及び副委員長を含むものとする。）
- (2) キャリア教育に関する科目を担当する特任教員
- (3) 学務グループ長
- (4) キャリア支援班長
- (5) キャリア支援班職員（班長を除く。） 1 名

3 前項の委員は、就職相談員とする。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員会の委員長は、学長が指名する。
- 3 委員会の副委員長は、委員長が指名する。

(委員長等の責務)

第 6 条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第9条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、キャリア支援班において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(下関市立大学就職委員会規程の廃止)

2 下関市立大学就職委員会規程(平成19年規程第81号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の日以後最初に選任される第3条第1項第1号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成20年4月25日規程第28号)

この規程は、平成20年4月25日から施行する。

附 則(平成23年1月28日規程第1号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月22日規程第7号)

この規程は、平成26年4月22日から施行する。

附 則(平成29年3月1日規程第10号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。